

道路管理における DX の取組について (大分県)

大分県 土木建築部 道路保全課

本県では、高度経済成長期に集中して整備された橋梁やトンネルなどの社会インフラの老朽化の進行、建設産業の担い手不足といった課題に対して、点検業務の効率化や品質の向上を図るため、道路施設の定期点検業務における新技術の活用を推進しています。

また、大分県行財政改革推進計画に基づき、道路占用関係事務の手続の電子申請を進めていますので、その取組について紹介します。

1. 道路施設の定期点検における DX の取組

橋梁やトンネル等の道路施設の定期点検において、国の点検支援技術性能カタログにある新技術の活用を推進しています。令和元年度から5年度までの5年間で、橋梁やトンネルなど全19施設において活用しており、業務の効率化等を図りました。

○活用推進に向けた取り組み

① 特記仕様書の改訂

令和5年度から橋梁やトンネル等の定期点検委託業務の仕様書に「点検支援技術等の活用」に関する条文を追加し、点検施設ごとに新技術の活用について検討を義務づけた。

② インフラ点検支援技術等体験研修会の開催

内容：ドローン・ロボット・センサー・AI技術等を活用したインフラ点検支援技術（画像計測技術・非破壊検査技術・計測モニタリング技術）に関する技術について、開発会社から紹介していただいた後、個別ブースにおいて、実機等を体験する。

日時：令和6年2月16日（金）

場所：大分県大分市「レゾナックドーム」

参加者：125名（県内の測量設計コンサルタントの技術者、国県市町村職員など）



実施状況（座学）



実施状況（展示・体験会）

2. 道路占用関係事務の電子化推進について

(1) 大分県の行政手続電子化取組方針

本県では、県民の利便性向上や業務効率化などを目的として、大分県行財政改革推進計画（R2～R6）に基づき、以下のスケジュールにより行政手続の100%電子化を目指しています。

（行政手続電子化の取組スケジュール）

- ① 年間申請件数 100 件以上の手続：原則令和 5 年度までに電子化
- ② 年間申請件数 100 件未満の手続：令和 6 年度までに電子化

(2) 大分県土木建築部道路保全課における行政手続電子化の推進状況

当課においては、県の行政手続電子化取組方針を受け、道路占用許可申請など、29 種類の手続の電子化を図ることとしており、現在、15 種類の手続で電子申請が可能となっています。

令和 3 年度から開始した届出関係の電子申請率は、当初低調でしたが、受付窓口となる各土木事務所におけるチラシ配布や、申請件数が多い事業者や各市町村を中心に、制度周知を行った結果、令和 5 年度における電子申請率は、7 割程度まで改善しており、概ね制度の定着が図られました。

開始時期	取組内容	手続数
R3.4	主な届出関係手続の電子化（道路占用工事着手届等）	5
R5.4	主な許可関係手続の電子化（道路占用許可申請等）	10
R6.4（予定）	電線共同溝関係手続の電子化（電線共同溝占用許可申請等）	14

土木事務所への届出は オンライン(インターネット)の積極的活用を！

大分県では、大分県行財政推進計画に基づき、令和 6 年度までに行政手続の 100% 電子化を目指しています。現在、以下の手続で電子申請が可能（※）ですので、積極的な活用をお願いします。

※一部抜粋のため、詳細は、ポータルサイトを参照ください。

- ・道路占用工事着手届、完了届、廃止届
- ・工事着手届、完成届（道路工事施行承認）
- ・河川占用工事着手届、完了届

大分県 電子申請 ポータルサイト

●電子申請のメリット

- 会社・自宅からインターネットで申請
会社や自宅のパソコン等から、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、土木事務所への来所や郵送での申請、届出が不要になります。
※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。
- 前回申請したデータの再利用
同一の手続で、複数回申請する場合など、申請内容を再利用することが出来るため、入力の手作業を一部省略することが可能です。
- 申請後の進捗管理がWeb上で可能
電子申請時に登録したメールアドレスに受付や完了のメールが届くため、Web上で進捗状況の管理することができます。

大分県

▼具体的な手続きの流れについては裏面をご確認ください。

電子申請システムでの手続の流れ（道路占用工事完了届の場合）

- ① 「大分県電子申請ポータルサイト」の「県土」分野で「道路占用工事完了届」を選択する
- ② 「申請ダウンロードサービス」のページに移行したら、電子申請リンクをクリック
- ③ 道路占用工事完了届の電子申請ページに移行するので、管轄する土木事務所のリンクをクリック
- ④ 「ログインして申請に進む」をクリック
- ⑤ 初回はアカウントの作成が必要のため、画面に従いアカウントを作成する。作成後に、メールアドレス、パスワードを入力してログイン。
- ⑥ 画面の案内に従い、必要事項を入力し、添付書類が必要な場合は添付して送信する。
- ⑦ 申請が完了したら、システムより「申請受付お知らせ」のメール（自動配信）が届くので、そちらで申請状況を確認する。

3. 今後の取組について

点検における新技術の活用の推進については、橋梁やトンネルに加え、道路土工構造物や防災点検などへの活用対象の拡大や活用事例を踏まえた研修会の開催など、引き続き、効率的なインフラメンテナンスに取り組んでまいります。

また、道路占用関係事務の電子化の推進については、令和6年度に電線共同溝占用許可事務（14手続）の電子化を図ることとしており、これにより、予定していた全ての手続の電子化が完了することとなります。

現時点での課題としては、キャッシュレス化への対応（特に法人向け）や、申請者に紙で交付している許可書の電子化など、県全体としても取り組まなければならない課題はありますが、これらを解決しつつ、利用者の利便性向上を図るとともに、職員の業務効率化を目指して、更なる取組を推進していきます。